

令和 5 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

(「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」重点的な取組関係分)

この資料は、県が令和 4 年 10 月に公表した「令和 5 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方」について、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の重点的な取組に該当する部分を抜粋し、まとめたものです。

重点的な取組 1 子どもの貧困対策

現状と課題

- ①子ども食堂を含む「子どもの居場所」が担う役割は大きくなっており、その活動内容も多様化する中、居場所づくりに向けた研修やアドバイザー派遣等による運営スタッフの人材育成や、活動に対する財政支援により、「子どもの居場所」の運営力の強化などに取り組まれました。引き続き、「子どもの居場所」の活動を持続可能なものとするため、市町や関係団体等と連携して、地域での支援・応援の輪を広げる取組を進める必要があります。
- ②ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもへの学習支援に取り組んでいます。また、「子どもの居場所」を運営するさまざまな団体が行う学習支援活動に対して、アドバイザーの派遣や活動資金の助成を行いました。一方で、県内の生活保護世帯の高校・大学への進学率が全世帯平均を大きく下回っているなど、学習支援等のさらなる充実を図る必要があります。
- ③ひとり親家庭の安定した雇用や収入確保のため、就業・就労支援を行うとともに、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉貸付金のほか、資格取得をめざす人への給付金の支給を行っています。また、必要な支援情報を届けるため、スマートフォン等で24時間アクセスできる「ひとり親家庭等相談用A | チャットボット」システムの構築を進めています。引き続き、さまざまな支援制度の認知度向上や利用促進を図る必要があります。
- ④ヤングケアラーの実態を把握し、その支援策などを検討するため、ヤングケアラー・コーディネーターを配置するとともに、市町要保護児童対策地域協議会を対象に実態調査を行っています。また、ヤングケアラーを適切に把握し、必要な支援につなぐため、関係機関の職員等への研修を実施しています。今後は、実態調査の結果をふまえ、広く県民の理解を深めるため、周知・啓発に取り組む必要があります。加えて、ヤングケアラーの支援体制の充実を進める必要があります。
- ⑤私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金の支給や授業料減免を行った学校法人等に対する助成等を行っています。引き続き、保護者等の経済的負担軽減のため、支援を行う必要があります。
- ⑥県立高校の授業料に充てる就学支援金や、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金の支給、経済的な事由により修学が困難な生徒に対して修学奨学金の貸与等を行っています。奨学給付金においては、新型コロナウイルス感染症等の影響による家計急変世帯を支給対象としており、引き続き、高校教育に係る経済的負担の軽減を図るための支援を行っていく必要があります。

令和5年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①「子どもの居場所」の運営力強化のため、財政支援に加え、アドバイザー派遣による支援内容の充実やスタッフの人材育成、地域におけるサポーターの拡大に取り組みます。また、子ども食堂を開催する飲食店を掘り起こすモデル事業を実施し、食の提供機会を増やすとともに、「子どもの居場所」の持続可能な活動につなげます。さらに、地域におけるネットワークの強化や情報発信等への支援を行います。
- ②生まれ育った家庭の経済状況等により、進学や学びをあきらめることがないよう、ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもへの学習支援に取り組むとともに、学習支援等を行う「子どもの居場所」を支援します。また、学習支援の取組を充実させるため、タブレット端末の貸し出し等によるオンライン授業の導入を進めます。
- ③ひとり親家庭の就業や自立を促進するため、就労支援を行うとともに、さまざまな支援に適切につなげるよう情報発信を強化する取組を進めます。また、三重県母子・父子福祉センターにおける法律相談について、オンライン相談を導入するなど、より相談しやすい環境の整備に取り組みます。
- ④実態調査から明らかとなったヤングケアラーの状況等をふまえ、広く県民の皆さんに周知・啓発するため、フォーラム等を開催するとともに、支援者向けの啓発ハンドブックの作成や講座等を実施します。
- ⑤家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校等で安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金の支給や授業料減免を行った学校法人等に対する助成等により、保護者等の経済的負担の軽減を行います。
- ⑥高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、きめ細かに修学支援制度を周知するとともに、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。就学支援金については、やむを得ない理由により収入が著しく減少した世帯を新たな支援対象とするとともに、奨学給付金については給付額を増額し、低所得世帯のさらなる負担軽減に取り組みます。

重点的な取組2 児童虐待の防止

現状と課題

- ①児童虐待相談対応件数が2,000件を超えて推移する中、県内全ての児童相談所におけるAIを活用した児童虐待対応支援システムの運用や、専門職の増員に取り組み、児童相談所の虐待対応力の強化に努めています。また、増加する外国につながる子どもの虐待防止対策のため、外国人支援員を配置し、対応を強化しています。今後も、AIシステム等を活用して人材育成を行うとともに、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童相談所における専門職の増員を着実に進める必要があります。加えて、増加する外国につながる子どもの虐待防止対策に引き続き取り組む必要があります。
- ②市町における児童虐待への対応力強化に向けて、アドバイザー等を派遣し、要保護児童対策地域協議会の体制強化や子ども家庭総合支援拠点の早期設置に向けた支援を行っています。拠点については現在24市町に設置されており、市町の相談体制と専門性の強化が進んでいます。引き続き、拠点未設置市町への早期設置に向けた働きかけを行う必要があります。また、児童福祉法の一部改正に伴い、令和6年度以降、市町において設置が求められている「こども家庭センター」について、設置に向けた支援を行う必要があります。
- ③「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、SNS相談などDV被害者等がより相談しやすい環境を整備し、相談支援に取り組んでいます。一方で、依然として相談できないDV被害者が多いと考えられることから、相談窓口の一層の周知や相談しやすい体制を充実する必要があります。加えて、心理的ケアなど専門家の支援が必要なケースなどに対応できる体制整備が必要です。また、令和4年度は、DV被害者および同伴する子どもへの支援を充実するため、関係機関等と連絡調整を行う児童虐待防止コーディネーターを配置しており、引き続き女性相談所と児童相談所の連携を強化する必要があります。
- ④いじめや暴力行為等の問題行動への対応、不登校への支援のため、心理や福祉の専門人材であるスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置時間数を増やすとともに、日常的な相談に対応する教育相談員を配置しています。児童虐待については、「児童虐待気づきリスト」を県立学校の生徒指導担当者に周知するとともに研修を行っています。今後も、子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対して、SC、SSWを効果的に活用し、専門機関や医療とも連携して適切に対応する必要があります。

令和5年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①児童相談所における児童虐待対応力の強化のため、AIを活用した児童虐待対応支援システムのさらなる精度向上を図るとともに、児童福祉司等の専門職の増員に取り組みます。また、外国につながる子どもの虐待防止体制の充実を図ります。さらに、子どもや保護者等が相談しやすい環境整備に向けて、SNSを活用した相談支援の整備に取り組みます。
- ②市町の児童相談体制の強化のため、市町職員を対象とした研修を充実させるなど、市町の対応力の向上を図ります。また、「こども家庭センター」の設置を見据えて、子ども家庭総合支援拠点の早期設置を促進するため、市町に対してアドバイザーを派遣するなどの支援を行います。
- ③DVが起こらない、DV被害に気づきやすい社会をめざして、特に若年女性に向けた効果的な広報等を検討します。また、DV被害者の適切な保護や自立支援、性別にとらわれない相談など、被害者の気持ちに寄り添ったきめ細かな対応に向けて、支援対応力の向上を図ります。さらに、女性相談所と児童相談所の連携をより一層深めます。
- ④いじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、SCの各学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。SSWの配置時間も拡充し、各学校からの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。

重点的な取組3 社会的養育の推進

現状と課題

- ①「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親支援業務を包括的に実施するフォスタリング機関を県内に3か所設置し、里親制度の普及啓発などを行っています。引き続き、里親委託の推進に向けて、フォスタリング機関の整備を進める必要があります。また、施設養育においてもより家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進します。さらに、令和7年度から計画期間の後期に入る「三重県社会的養育推進計画」について、見直しの検討を行う必要があります。
- ②児童養護施設等で生活する児童や里親委託児童を確実な自立につなげるため、自立支援コーディネーターを配置し、措置解除前から解除後までの自立に向けた支援を行っています。引き続き、施設等の退所を控えた児童やケアラー（社会的養護経験者）の孤立を防ぎ、自立に向けた支援に取り組む必要があります。
- ③子どもの権利擁護の充実に向けて、児童相談所や児童養護施設等の職員を対象にアドボカシーに関する研修を実施しました。また、措置等の決定時において子どもの意見聴取等を行うことを義務付ける、令和6年度に施行予定の改正児童福祉法をふまえ、北勢児童相談所と中勢児童相談所に併設した一時保護所へ子どもの代弁者であるアドボケイトが訪問し、丁寧な意見聴取を行っています。引き続き、子どもの権利擁護に係る取組を一層推進していく必要があります。

令和5年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①「三重県社会的養育推進計画」に基づき、子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができるよう、フォスタリング機関の整備を進め、里親委託の推進に取り組みます。また、施設養育においても小規模グループケア化や地域分散化等を推進します。さらに、「三重県社会的養育推進計画」について、検討会を立ち上げ見直しに向けて検討を進めます。
- ②自立支援の充実を図るため、自立支援コーディネーターを配置し、児童養護施設等の退所を控えた児童やケアラーの自立支援に取り組みます。また、生活基盤が脆弱になりがちなケアラーの就労継続に向けた支援や、就学・就職やアパート等を賃借する場合などに必要となる身元保証人の補助事業等、住居や生活に関する課題解決に向けた支援に取り組みます。
- ③子どもの権利擁護のため、児童相談所や児童養護施設等の職員に対して、アドボカシーに関する研修を実施します。また、一時保護児童へのアドボカシーの取組をさらに拡充するなど、子どもの意見表明を保障する取組の充実を図ります。さらに、要保護児童の生活環境改善のため、一時保護所や児童自立支援施設（国児学園）の環境改善を図ります。

重点的な取組4 若者等の雇用対策

現状と課題

- ① コロナ禍を契機に就職活動を取り巻く環境は大幅に変化しており、若者への就労支援の拠点である「おしごと広場みえ」において、関係機関等と連携しながら就職活動のオンライン化などの変化に対応した総合的な就労支援を提供することで、県内高等教育機関卒業生の県内企業への就労促進および県外大学へ進学した学生のU・Iターン就職を加速させる必要があります。
- ② 県内企業での就職を希望する県外大学の学生に対して、県内企業情報や就労支援情報が十分に伝わっていない状況であるため、就職支援協定締結大学以外の三重県出身の学生など、就労支援情報が届いていない若者層に対して効果的な情報発信を行う必要があります。
- ③ 企業や商工団体など地域の主体が一体となって取り組む地域の魅力発信や採用活動が全国的に増加してきており、一部の地域では成功事例も出ていることから、三重県においてもこうした取組の機運醸成をはかるとともに、より効果的な取組となるよう、地域による主体的な取組を支援する必要があります。
- ④ 雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代である就職氷河期世代では、現在も本意でない非正規雇用や無業の状態である人が一定存在しており、安定した就労に向けた支援の充実が求められています。
- ⑤ 雇用のセーフティネットとして、年々複雑・多様化している雇用に対する労働相談や、離職者の早期就職に向けた職業訓練などを充実させる必要があります。
- ⑥ 就職や進学を契機に県外転出する女性が多く、転出超過のうち20歳から24歳女性の転出者数は同年代男性の1.7倍となるなど大きな課題となっています。このため、県内女性求職者の県内就労に向けた取組および県外女性求職者を対象としたU・Iターンの取組を両輪で促進する必要があります。
- ⑦ IoTやロボット技術など成長・基幹産業に対応する人材や、生産性向上、競争力の強化を図る企業ニーズに対応する人材を育成するため、若者の職業能力の開発に取り組む必要があります。
- ⑧ 三重県の令和3年の転出超過数3,480人の約9割が15歳～29歳の若者となっており、その転出の要因は進学または就職によるものと推測されます。県内の高等学校を卒業した大学進学者が県内大学へ入学した割合は約2割に留まっており、県内高等教育機関の卒業生が県内に就職した割合も5割に満たない状況です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、若者の進学や就職に対する考え方、学生募集や就職活動の方法に変化が生じており、若者の県内定着を促進するため、これらの変化をふまえた県内入学者や県内就職者の増加をめざす県内高等教育機関の取組を促進するとともに、学生の奨学金返還額の一部を助成する制度についても、U・Iターン就職の流れを加速させるため、広報の充実に取り組む必要があります。
- ⑨ 新規就農者の確保・育成に向け、農業大学校における農業教育、就農希望者への相談対応、就農計画の策定や資金の借入れサポートなど、就農準備から経営開始・定着に至るまでの

支援に取り組んでいます。また、雇用力のある農業法人などを育成するため設置している「みえ農業版MBA養成塾」において、農業ビジネス人材の育成に取り組んでいます。引き続き、新規就農者の確保・定着に向け、きめ細かなサポートに取り組むほか、経営感覚に優れた人材の育成を図る必要があります。

- ⑩開講から4年目を迎えた「みえ森林・林業アカデミー」において人材育成を進めています。SDGsやカーボンニュートラルへの貢献など、森林・林業への関心が高まる中、引き続き、森林・林業の振興や地域の活性化につなげるため、社会状況の変化やニーズに対応し、新たな視点や多様な経営感覚を備えた、次代を担う林業人材を確保・育成していく必要があります。
- ⑪新たな担い手の確保・育成に向け、就業相談や漁師塾への支援等に取り組むとともに、本年度から、本県の漁業等についてオンラインで学べる「みえ漁師Seeds」を運営しています。引き続き、就業希望者の円滑な就業・定着のため、取組を充実させていく必要があります。
- ⑫新型コロナウイルス感染症の影響の中でも、高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職を実現するため、就職実現コーディネーターを配置し、早期からの求人確保等の就職支援に取り組んでいます。ミスマッチによる早期離職につながらないように、生徒が入学後の早い段階から業種や職種、地域の魅力ある企業の情報を得て、主体的に進路選択する力をつけられる取組を進めるとともに、地域の企業の協力を得たキャリア教育に取り組む必要があります。
- ⑬特別支援学校にキャリア教育サポーターを配置し、生徒に適した業種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行っています。今後、これまでは就労が難しかった業種や在宅での就労に向けた支援に取り組む必要があります。

令和5年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①就職活動のオンライン化などに対応しながら、「おしごと広場みえ」を中心として総合的な就労支援サービスを提供するとともに、就職支援協定締結大学や「ええとこやんか三重」等と連携した県内企業の情報発信や、合同企業説明会の開催、インターンシップ、各種セミナー等を開催します。
- ②県外大学との就職支援協定の締結を引き続き進めるとともに、県内の企業情報等が届いていない若者層に対して多様なチャネルを活用し、県内企業の魅力や就労支援情報の発信を行うとともに、県内企業の情報や地域で働く魅力などを発信します。
- ③企業、商工団体など地域の主体が一体となって取り組む採用活動等の取組について、機運醸成を行いながら促進するとともに若者視点の意見を反映した情報発信を行います。
- ④就職氷河期世代の不本意に非正規雇用で働く人や長期無業者が安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と一層連携しながら相談から就職までの切れ目ない支援を行うとともに、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓します。
- ⑤相談内容が複雑・多様化していること等を踏まえ、引き続き労働相談室において関係機関

と連携しながら、的確な対応に努めるとともに、離職者を対象とした職業訓練を津高等技術学校等で実施し、早期再就職に向けた支援を行います。

- ⑥県内在住の若年女性求職者を主な対象として、多様な働き方や様々な職種で働く女性の活躍事例等を効果的に発信するとともに、就職支援協定締結大学等の女子学生を対象とした県内就労を促進するセミナー等を開催します。
- ⑦成長が見込まれるＩＴ分野や求人ニーズが高いものづくり分野への就労をめざした職業訓練など、地域産業の担い手となる人材を育成するとともに、技能検定等の円滑な実施や、民間の職業能力開発校への支援等を行うことにより、企業や労働者のスキル・キャリアアップの機会を確保します。
- ⑧県内入学者や県内就職者の増加につなげるため、県内高等教育機関が新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う環境変化をふまえて講じる取組に対し継続的な支援を行うとともに、奨学金返還額の一部を助成する制度については、Ｕ・Ｉターンを促進するため県外大学等に注力して周知を行います。
- ⑨新規就農者の確保・定着を図るため、職業選択から就農準備、経営開始、定着までの各ステージにおいて、新規就農者それぞれに応じたきめ細かな支援に取り組むとともに、優れた農業ビジネス人材の確保に向け、「みえ農業版ＭＢＡ養成塾」の効果的な運営と一層のＰＲに取り組みます。
- ⑩新規就業者の確保に向けて、首都圏での林業就業セミナーや県内における林業体験ツアー、高校生を対象とした林業経営体との就業相談会の開催等に取り組むとともに、「みえ森林・林業アカデミー」を中心に適正な森林管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った人材を育成する体系的な研修を提供し、就業希望者から既就業者までの一貫した人材の確保・育成に取り組みます。
- ⑪新規就業者の就業・定着を促進するため、引き続き、就業相談や漁師塾への支援等に取り組むとともに、「みえ漁師Seeds」のカリキュラムの充実や積極的な周知に取り組みます。
- ⑫新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、高校生の就職を取り巻く環境の変化に対応するため、就職実現コーディネーターを県立高校に配置し、早期からの求人確保に加え、地域の魅力ある企業や職種などの情報を学校に提供することで、就職を希望するすべての生徒の就職実現につなげます。職業ポータルサイトに掲載する企業の仕事内容等の情報を充実させるとともに、キャリア学習支援員を配置して、入学後早い段階からのキャリア教育を推進します。特別な支援や配慮が必要な高校生一人ひとりの適性や希望に応じた就職実現と社会的自立に向けて、関係機関によるネットワーク会議を県内各地で新たに設置するとともに、入学後の早期からソーシャルスキルトレーニングや職場実習に取り組めます。
- ⑬特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と、地域生活への円滑な移行をめざして、各特別支援学校のキャリア教育プログラムを活用して、計画的・組織的なキャリア教育を推進するとともに、職場開拓を進めます。就職支援サポーターを配置し、ＩＣＴを活用した在宅就労など、新しい働き方や技能に対応した就労先の開拓や就職支援を進めます。

重点的な取組5 不妊に悩む家族への支援

現状と課題

- ①不妊や不育症に悩む人に対しては、令和4年4月からの不妊治療の保険適用後、県独自の新たな特定不妊治療費助成制度を創設して経済的支援を行っています。また、不妊専門相談センターでの相談対応や、不妊ピアサポーターによる当事者の精神的なサポートなど、精神的支援にも取り組んでいます。不妊治療が一般的となる一方で、治療や出産、育児に対して不安などを抱える人の増加が見込まれるため、精神的支援を強化する必要があります。また、治療と仕事の両立に向けて、引き続き、理解促進等に取り組む必要があります。

令和5年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①経済的な理由により不妊治療を諦めることがないよう、保険適用外となった先進医療等に対して市町と連携のうえ助成を行います。また、不妊や不育症に悩む人の精神的負担を軽減するため、不妊専門相談センターにおいて電話相談、面接相談を実施するとともに、身近な地域での当事者同士の交流会を開催します。さらに、講演会等を開催するなど、不妊治療と仕事の両立に向けた支援に取り組めます。

重点的な取組6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

現状と課題

- ①各市町において妊娠・出産から育児まで切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、母子保健コーディネーターの養成研修を実施し、地域における専門人材の育成に取り組んでいます。さまざまな悩みを持つ妊産婦の不安解消を図るため、引き続き、支援を必要とする人がより身近な地域で必要なサービスを受けられる体制を整備する必要があります。また、難聴児の早期発見・早期療育に向けて、新生児聴覚検査体制の整備に取り組んでおり、今後は、市町や関係機関との連携体制を強化する必要があります。

令和5年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①市町の保健師等を対象に、母子保健コーディネーターの養成研修を実施し、地域における専門人材の育成に取り組めます。また、出産前後に支援を必要とする妊産婦に対して、相談支援をはじめ心身のケアや育児サポートなど、助産師を活用したきめ細かい支援を広域的に行うための体制を整備します。さらに、新生児聴覚検査体制の強化を図るため、市町と連携して新生児聴覚検査に係る情報の集約に努め、切れ目のない支援を行います。

重点的な取組 7 周産期医療体制の充実

現状と課題

- ①医師の確保について、「三重県医師確保計画」に基づき、地域医療支援センターにおいて医師のキャリア形成支援や医師不足地域への派遣調整を行うとともに、医師修学資金貸与制度の運用などの医師確保対策に取り組んでいます。各診療科の専門医資格を取得するための専攻医として県内で91名（令和4年度研修開始）が登録するなど、若手医師は着実に増えていますが、国から示された都道府県ごとの医師偏在指標は下位（医師少数都道府県）に位置づけられるなど、医師数は不足している状況にあり、また、偏在の課題もあることから、引き続き、地域医療に従事する医師の確保を図る必要があります。また、次期計画の策定に向け、検討を進めていく必要があります。
- ②看護職員の確保について、三重県看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、人材確保対策や定着促進対策等に取り組んでおり、看護職員数は年々増加の傾向にありますが、県全体では未だ不足してします。今後も看護職員の確保・定着を図るとともに、偏在の解消に向けた取組を進める必要があります。また、特定行為研修の受講を促進することや、感染症への対策強化を目的に三重大学医学部附属病院と協力し、新たに県立看護大学に開設した認定看護師教育課程「感染管理」により感染管理認定看護師を養成することなど、引き続き看護職員の資質向上に取り組む必要があります。
- ③地域医療の魅力を発信する取組として、医学生を対象としたへき地医療の魅力を伝える研修会や、高校生を対象とした「みえ地域医療オンラインセミナー」を開催し、病院訪問や医療従事者との交流を実施しています。引き続き、地域医療を担う次世代の医療人材の育成を図る必要があります。
- ④医師や看護職員の勤務環境改善について、医療勤務環境改善支援センターを通じて、各医療機関の取組を支援しています。医療従事者の働き方改革が進められるなか、「女性が働きやすい医療機関」認証制度の推進等により、引き続き、医療機関の勤務環境改善の取組を支援していく必要があります。
- ⑤休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システムの運営を行うとともに、かかりつけ医の必要性、適切な受診行動や相談窓口の普及啓発を行っています。救急搬送者の半数以上が軽症者であることから、救急車の適正利用など、適切な受診行動に関する啓発活動を引き続き行う必要があります。
- ⑥安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用に対する支援を行うとともに、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による電話相談を実施しています。周産期死亡率については全国平均より低い値を維持しておりますが、さらなる改善に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。小児在宅医療については、多職種による連携体制やレスパイト体制の構築を県内全域で進めており、今後も多職種が連携した取組を進めていく必要があります。

令和5年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①医師の確保について、地域における医療提供体制の確保を図るため、「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与制度の運用や、地域枠医師等に対するキャリア形成支援と医師不足地域への医師派遣を進めるなど、医師の総数の確保や偏在の解消に取り組みます。また、令和6年度からの次期計画について、医療審議会や地域医療対策協議会等における協議を通じて策定に取り組みます。
- ②三重県看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、看護職員就学資金貸与制度の運用や、三重県ナースセンターへの登録促進等により、県全体の看護職員の確保に努めるとともに、訪問看護等在宅医療を担う看護職員の育成などに取り組みます。また、特定行為研修の受講を促進することや、認定看護師教育課程「感染管理」の受講者への支援を通じて感染管理認定看護師を養成することなど、看護職員の資質向上に取り組みます。
- ③地域医療の魅力を発信する取組として、医学生を対象としたへき地医療の魅力を伝える研修会や、高校生を対象としたセミナー等を開催し、医療従事者との交流を図ることにより、将来の地域医療を担う医師や看護職員の確保・育成に取り組みます。
- ④医師や看護職員の勤務環境改善に向けて、医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザー等による医療機関への助言・支援に取り組むとともに、「女性が働きやすい医療機関」認証制度により、医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図るなど、医療従事者の働き方改革の推進を支援します。
- ⑤三重県医師会等の関係機関と連携し、新規開業医を中心に救急医療情報システムへの参加を働きかけ、より充実した初期救急医療体制の提供に努めます。また、かかりつけ医の必要性や救急車の適正利用など適切な受診行動について普及啓発を行います。
- ⑥安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、引き続き、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用に対する支援を行うとともに、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による電話相談の充実を図ります。また、小児在宅医療については、関係団体とも連携しながら、医療従事者の資質向上に取り組み、在宅療養を支える医療資源の充実に取り組みます。

重点的な取組 8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援

現状と課題

- ①待機児童のほとんどが低年齢児であり、その保育には多くの保育士が必要となるため、待機児童の解消に向けて、保育士を加配して低年齢児保育の充実を図る市町を支援しました。また、保育士をめざす学生への就学資金貸付の対象を拡充するとともに、保育補助者として保育現場で働きながら保育士をめざす取組を支援しました。引き続き、保育士の確保に取り組む必要があります。
- ②保育の質を向上させるため、保育士の資質向上および処遇改善を目的としたキャリアアップ研修について、オンラインを活用し、受講の機会や定員を増やしました。また、「保育所・保育士支援センター」による就労相談や離職防止研修、Webサイト「みえのほいく」による情報発信を行っています。さらに、令和3年度に県内で働く保育士の数や保育士養成施設の卒業生が減少に転じたことから、その状況を把握し、有効な対策を検討するため、令和4年度は現役保育士や保育士養成施設の学生を対象にアンケート調査を行っています。引き続き、保育士の資質向上や処遇改善に係る取組を進めるとともに、魅力ある職場づくりに取り組む必要があります。
- ③送迎バスでの園児死亡事故を受けて、改めて児童の安全管理を徹底するため、緊急点検を実施するとともに、事故防止に向けて、児童の安全を第一とする安全管理研修を実施しました。また、送迎バスを保有する全ての保育所等に対して、令和4年中を目途に実地調査を行う予定です。引き続き、施設職員の安全意識の向上を図り、幼児教育・保育施設の児童の安全対策を徹底する必要があります。
- ④市町による地域の子育て支援を充実させるため、病児保育事業の施設整備や運営の支援、地域の子育て支援の担い手となる「子育て支援員」を養成する研修を実施しています。引き続き、市町が地域の実情に応じた子育て支援を実施できるよう、病児保育の広域的な利用支援や子育て支援員研修を充実させる必要があります。
- ⑤私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人に対して、運営経費の支援や幼稚園教諭の処遇改善のための取組を実施するとともに、障がい児受入やICTを活用した職場環境の改善等の補助を行っており、引き続き、幼児教育の充実に向けた支援を行う必要があります。
- ⑥放課後児童クラブの待機児童の解消と、子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができる環境整備に向けて、放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員の処遇改善、放課後子ども教室の運営を支援しています。放課後児童支援員を確保するための認定資格研修を拡充して実施するとともに、補助員の資質向上に向けた研修を実施しています。さらに、ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料の補助を行っています。引き続き、支援員の処遇改善や確保に向けた取組などを進める必要があります。
- ⑦県内すべての幼稚園や保育所、認定こども園における教育・保育の質向上のため、三重県幼児教育センターに幼児教育スーパーバイザーや幼児教育アドバイザーを配置し、市町の幼児教育に関する計画や市町・園内研修会等への助言を行うとともに、研修会の開催などへの支援を行っています。また、県が主催する研修について、保育者自身が必要な研修を受講できるよう、それぞれのライフステージと必要な資質・能力に応じて整理、見える化

しました。今後、アドバイザー等の助言を得た各園の取組や、保幼小の円滑な接続の成果等を普及していく必要があります。

- ⑧地域社会のつながりの希薄化や新型コロナウイルス感染症による行動制限等により、子どもと地域の大人との関わりや体験機会などが減少する中、地域で子どもの育ちを応援する企業等と子どもをつなぎ、学びや体験の場を提供する取組を行っています。今後も、子どもの豊かな育ちのために、多様な体験ができる環境整備を行っていく必要があります。また、インターネットを通じて有害情報にふれたり、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例があるため、青少年の健全な育成を阻害する要因から子どもを守る取組をさらに進める必要があります。
- ⑨「三重県子ども条例」に基づき、子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相談電話「こどもほっとダイヤル」などの取組を行っています。子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもの権利が守られ、子どもが自らの力を発揮して豊かに成長するため、子どもの生活や意識等の実態をより把握する必要があります。
- ⑩子育て家庭の孤立を防ぐため、ワークショップの開催や子育てのヒントなどが学べるWeb講座を実施しています。Web講座の充実等、子育て家庭への情報提供を推進するとともに、市町による子育て支援の取組がさらに展開されるよう、ワークショップの手法やツールの紹介など、情報共有を進める必要があります。

令和5年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①待機児童を解消するため、保育士の確保が喫緊の課題であることから、保育士修学資金のさらなる拡充を図るとともに、大学や関係機関と連携して保育士をめざす学生を増やす取組を進めます。また、低年齢児保育の充実や外国にゆかりのある児童の保育のため、保育士を加配している私立保育所等を支援する市町を支援します。
- ②保育の質の向上と保育士の処遇を改善するため、オンラインを活用してキャリアアップ研修を実施します。また、保育補助者の活用やICTの導入など、保育所等の職場環境の改善を支援するとともに、現役保育士や保育士を養成する大学の学生へのアンケート調査結果をふまえ、保育の仕事の魅力について広く発信します。
- ③幼児教育・保育施設の児童の安全管理を徹底するため、必要な機器等の整備や危機管理マニュアル作成への支援、児童の安全管理に係る研修を行います。
- ④市町による地域の子育て支援を推進するため、地域の子育て支援を担う専門人材を育成する「子育て支援員研修」を実施します。また、病児保育の限られた資源を有効に活用するため、広域化の検討を進めるとともに、医療的ケア児や障がい児、家庭環境に配慮が必要な子どもの保育を支援するため、保育環境の整備や保育士加配、保育支援者等の配置に取り組む市町を支援します。
- ⑤私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人に対して、安定した幼児教育に取り組めるよう運営経費や幼稚園教諭の処遇改善を支援するとともに、障がい児受入やICTの導入等に対する補助を行います。

- ⑥市町による放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員の処遇改善、放課後子ども教室の運営を支援します。また、放課後児童支援員認定資格研修や資質向上研修をオンラインで実施します。さらに、ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料の補助を行います。
- ⑦県内各市町の幼児教育の質向上を図るため、幼児教育アドバイザー等を派遣し、県内の取組や成果をまとめ、保育者の研修に活用できるよう情報提供を行うとともに、小学校教育への円滑な接続を図るため、各施設等における取組への指導・支援を行うアドバイザーを派遣します。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣を確立するため、引き続き、生活習慣チェックシートの活用を促進します。
- ⑧みえ次世代育成応援ネットワークと連携し、子どもが、さまざまな人とふれあったり、多様な体験をする機会を提供します。また、インターネットの適正利用に係る啓発など、青少年の健全な育成を推進する取組を実施します。
- ⑨三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態その他の県が行う施策の推進に必要な事項について、小・中・高校生や保護者、県民を対象に広くアンケート調査を実施し、その結果を「みえの子ども白書」として取りまとめて公表するとともに、各施策に活用します。
- ⑩子育てに不安を抱える保護者が、身近な地域において、保護者同士のつながりを築き、子育ての喜びや不安を共有できるよう、ワークショップの手法やツールの提供、Web講座の充実など、市町による子育て支援の取組がさらに展開されるよう支援します。

重点的な取組 9 男性の育児参画の推進

現状と課題

- ①男性の育児参画への関心や理解を深めるため、男性の育児参画の事例を広く情報発信するとともに、「みえのイクボス同盟」加盟企業や市町等と連携し、セミナー等を通じて育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいます。改正育児・介護休業法による男性の育児休業制度の充実に合わせて、さらなる男性の育児参画の推進や質の向上に取り組む必要があります。

令和5年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①男性が希望に応じて育児休業を取得できる環境づくりに向けて、企業を対象としたセミナーや情報発信に取り組むとともに、地域社会全体で男性の育児参画に向けた気運を醸成するため、育児のノウハウ習得等への支援や、これから親になる世代への普及啓発に取り組めます。

重点的な取組 10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援

現状と課題

■発達支援が必要な子どもへの支援■

- ①発達支援が必要な子どもへの診療体制の充実に向けて、県立子ども心身発達医療センターの医師確保に努めています。また、身近な地域での発達障がい児の支援体制を強化するため、小児科医等を対象とした連続講座の開催や市町職員への研修、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLMと個別指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を推進しています。引き続き、専門医師の確保に努めるとともに、支援が必要な児童への取組を進める必要があります。
- ②特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの特性や状況に応じ最も適切な場で学べるよう、本人や保護者への丁寧な情報提供や相談などの就学支援を行っています。小中学校でのパーソナルファイルの活用や、中学校から高校への支援情報の引継ぎなど、それぞれの教育的ニーズを把握し、切れ目のない支援を進めています。高校では、発達障がい支援員による巡回相談を実施し、生徒や保護者との面談や教員への指導に関する助言等を行っています。小中学校と特別支援学校間での交流及び共同学習では、対面による交流の他に、作品や手紙等の交換やオンラインを活用した交流を行っています。引き続き、適切な指導・支援や校種間での確実な支援情報の引継ぎなど、早期からの一貫した支援を進めるとともに、一部の市で試行的に取り組んでいる副次的な籍について、他の地域にも広げられるよう理解啓発を図る必要があります。
- ③特別支援学校のセンター的機能として、子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画等の作成について、小学校・中学校・高校に対して助言などを行っています。今後も、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る必要があります。
- ④高校における通級による指導について、伊勢まなび高校およびみえ夢学園高校では、コミュニケーションスキルを高めたり、自分の特性と業種のマッチングを図ったりするなど、自己理解を深めるとともに、社会に出てから必要とされるスキルの習得などの取組を進めています。他の高校にも発達障がいなど特別な支援を必要とする生徒が在籍していることから、通級による指導を拡充していく必要があります。

■医療的ケアが必要な子どもへの支援■

- ①医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族を支援するため、県内4つの地域ネットワークを中心に支援体制を整備してきたところですが、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を受けて、支援拠点としての役割を担う「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を令和4年4月に開設し、当センターを中心に、相談対応や支援者への支援、専門人材の育成、多職種連携等に取り組んでいます。今後も、多分野の関係者が連携し、地域での受け皿を整備する必要があります。
- ②指導医等からの指導・助言を受けて、安全で安心な医療的ケアを実施するとともに、教員と看護師免許を有する職員を対象にしたスキルアップ研修会を実施しました。引き続き、安全に学校生活を送るための支援を行うとともに、保護者の負担を軽減する必要があります。

■発達支援が必要な子どもへの支援■

- ①県立子ども心身発達医療センターを中心とした途切れのない発達支援体制の構築のため、引き続きセンターの医師確保に努めるとともに、市町との連携強化や専門人材の育成に取り組めます。また、発達障がいの早期発見・支援につなげるため、身近な地域における医療の確保と支援体制の充実に取り組めます。あわせて、「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入を促進します。
- ②小中学校でのパーソナルファイルのさらなる活用を進めるとともに、特別な支援を必要とする生徒が高校においても適切な指導・支援を受けることができるよう、支援情報の引継ぎや、発達障がい支援員による巡回相談の取組を進めます。障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学ぶ場面として、小中学校と特別支援学校間での交流及び共同学習を進めるとともに、副次的な籍については試行的に取り組んでいる市の成果と課題をふまえたうえで、他の地域にも広げられるよう市町との協議を進めます。
- ③小学校、中学校、高校における教員の特別支援教育に関する専門性向上のため、各特別支援学校のセンター的機能による助言等を進めるとともに、小学校等の通級による指導担当教員等のニーズに応じた研修会等を実施します。
- ④伊勢まなび高校およびみえ夢学園高校の通級による指導において、自己理解やコミュニケーション能力向上を図るための指導の改善に向けた取組を進めるとともに、他の高校でも通級による指導に取り組めます。

■医療的ケアが必要な子どもへの支援■

- ①「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、医療的ケア児・者や保護者等からの相談対応、支援者への支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所職員等を対象とした各種の専門研修等を実施し、人材育成に取り組めます。また、4つの地域ネットワークの活動支援や連携強化に加え、重症心身障がい児・者を受け入れる病院との連携を強化するなど、医療的ケア児・者の地域での受け皿整備を進めます。
- ②医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、担当する職員の専門性向上を図る研修を実施するとともに、指導医や指導看護師の指導・助言を得て安全で安心な医療的ケアを実施します。通学に係る保護者の負担軽減のため、通学支援の方策について検討します。

重点的な取組 11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

現状と課題

- ①働く意欲のある全ての人々が、多様な働き方を選択し、自らの能力・スキルを発揮することにより、いきいきと働き、地域の中で活躍できるよう、柔軟な就労形態の導入など、企業における働き方改革を推進し、企業の生産性向上や人材確保・定着促進につなげる必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響による対応が求められている中、テレワークなど新しい働き方の実現に有効な就労形態の導入促進を図る必要があります。
- ③女性をはじめ多様な人材が能力を発揮して安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組むことが必要です。特に、再就職をめざす女性や正規雇用をめざす女性を対象に、一人ひとりの希望にあった形で就労することができるよう支援する必要があります。
- ④外国人労働者においては、受入れにあたっての職場環境づくりを進めるとともに、日本での就労に必要なルールやマナー、技能等の習得を支援する必要があります。
- ⑤雇用のセーフティネットとして、年々複雑・多様化している雇用に対する労働相談や、離職者の早期就職に向けた職業訓練などを充実させる必要があります。
- ⑥障がい者の雇用については、民間企業における障がい者の法定雇用率が未達成の企業が依然として多いことから、三重労働局など関係機関との連携を一層強化し、障がい者雇用の拡大と企業や県民の理解促進に取り組むとともに、働く意欲のある全ての障がい者が自らの能力や適性を生かし、希望に応じて働くことのできるよう、多様で柔軟な働き方を推進していく必要があります。
- ⑦企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進する「三重とこわか健康マイレージ事業」の周知を図り、マイレージ特典協力店およびマイレージ取組事業所として、1,000以上の店舗等が参画しています。また、「三重とこわか県民健康会議」を通じて、企業、関係機関・団体、市町と連携し、社会全体で継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図っています。加えて、企業における健康経営の取組を促進するため、「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度および「三重とこわか健康経営促進補助金」を活用し、236の認定企業のうち優れた健康経営に取り組んでいる企業を「三重とこわか健康経営大賞」として表彰しています。引き続き、県民が主体的に取り組む健康づくりや企業の健康経営の取組を推進するなど、社会全体で継続的に健康づくりに取り組んでいく必要があります。
- ⑧職業生活における女性の活躍については、趣旨に賛同いただく企業等のネットワークが拡大するなど、気運は高まりを見せているものの、事業所における管理職に占める女性割合は未だ低く、真に女性が活躍しているとはいえない状況です。働くことや職場でのステップアップを望む女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう取り組んでいく必要があります。

令和5年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ① 誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方の実現に向けて取組を進める中、新型コロナウイルス感染症の影響により、働き方が大きく変わりました。企業の規模、業種にかかわらず誰もが働きやすい職場環境づくりを推進するため、健康経営の視点も入れながら、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進め、優れた事例を県内に広く普及していきます。
- ② 時間や場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、企業、経済団体、労働団体、行政など関係団体が一体となって県内企業への働きかけや支援を行い、県全体へのテレワークの浸透を図ります。
- ③ 再就職や正規雇用を希望する女性が能力を発揮し安心して働くことができるよう、スキルアップや資格取得の支援を通して能力開発を行うとともに、多様な事情を抱える女性の就職に関する不安や悩みの解消を図り、就労継続の支援を行います。
- ④ 県内企業が外国人労働者に配慮した労働環境を整備できるよう、労働関係法令の遵守や日本語教育・生活支援の必要性等について深く理解するよう、周知・徹底を図るとともに職業訓練・職場体験機会の提供に取り組めます。
- ⑤ 相談内容が複雑・多様化していること等を踏まえ、引き続き労働相談室において関係機関と連携しながら、的確な対応に努めるとともに、離職者を対象とした職業訓練を津高等技術学校等で実施し、早期再就職に向けた支援を行います。
- ⑥ 障がい者雇用の拡大に向け、三重労働局をはじめとする関係機関と連携した事業所訪問や就職面接会の開催、職業訓練等を行うとともに、ステップアップカフェ等の取組を通じて企業や県民の障がい者雇用に係る理解を促進します。また、障がい者が自分に合った働き方を選択し、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、企業に対し、障がい者の短時間雇用の導入促進や、サテライトオフィスの利用促進等による障がい者のテレワークの普及に取り組むことにより、多様で柔軟な働き方を推進します。
- ⑦ 「三重とこわか健康マイレージ事業」の周知を引き続き図り、企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進します。また、「三重とこわか県民健康会議」を通じて、社会全体で健康づくりに継続して取り組む気運の醸成を図るとともに、「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度の普及定着や、DXを取り入れた取組を行う企業に対する「三重とこわか健康経営促進補助金」の活用、「三重とこわか健康経営大賞」による表彰により、企業における健康経営を促進します。
- ⑧ 県内企業・団体等で構成する「女性の活躍推進三重県会議」の取組等を通じ、企業等において女性の活躍が一層進むよう、組織における意識改革や女性の人材育成・登用などに向けた環境整備に取り組めます。